

別表第十三　日常生活等に適用する規制基準(第百三十六条関係)

(平二七条例六三・一部改正)

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域	午前六時から午前八時まで	四〇
	二 第二種低層住居専用地域	午前八時から午後七時まで	四五
	三 AA地域	午後七時から午後十一時まで	四〇
	四 東京都文教地区建築条例(昭和二十五年東京都条例第八十八号)第二条の規定により定められた第一種文教地区	午後十一時から翌日午前六時まで	四〇
	五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面		
第二種区域	一 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であつて第一種区域に該当する区域を除く地域	午前六時から午前八時まで	四五
	二 無指定地域(第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。)	午前八時から午後七時まで	五〇
		午後七時から午後十一時まで	四五
		午後十一時から翌日午前六時まで	四五
第三種区域	一 近隣商業地域(第一種区域に該当する区域を除く。)	午前六時から午前八時まで	五五
	二 商業地域(第一種区	午前八時から午後八時まで	六〇

	域及び第四種区域に該当する区域を除く。) 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後八時から午後十一時まで	五五	
		午後十一時から翌日午前六時まで	五〇	
第四種区域	商業地域であつて知事が指定する地域	午前六時から午前八時まで	六〇	
		午前八時から午後八時まで	七〇	
		午後八時から午後十一時まで	六〇	
		午後十一時から翌日午前六時まで	五五	
この基準の適用については、次に掲げるところによる。				
<p>一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。</p> <p>二 保育所その他の規則で定める場所において、子供(六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 声 (二) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音 (三) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音 (四) 音響機器等の使用に伴う音 				

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

二 振動

区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ (単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	一 第一種低層住居専	午前八時から午後七時	六〇

	用地域	まで	
	二 第二種低層住居専用地域	午後七時から翌日午前八時まで	五五
	三 第一種中高層住居専用地域		
	四 第二種中高層住居専用地域		
	五 第一種住居地域		
	六 第二種住居地域		
	七 準住居地域		
	八 無指定地域(第二種区域に該当する区域を除く。)		
第二種区域	一 近隣商業地域	午前八時から午後八時まで	六五
	二 商業地域 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後八時から翌日午前八時まで	六〇
ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。			

備考 振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。